

平成27年度第2回千葉県情報公開推進会議
平成27年12月2日
千葉県総務部政策法務課

行政不服審査法改正に伴う千葉県情報公開条例改正（案） の検討について

【資料】

- 資料1… 改正行政不服審査法について
- 資料2… 行政不服審査法改正に伴う千葉県情報公開条例の改正について
- 資料3… 原処分却下に対する審査請求の審査会への諮問に係る変更について
- 資料4… 行政不服審査法改正に伴う千葉県情報公開条例の改正に関する提言（案）の骨子

【参考】

- 参考1… 審査・審理手続の比較
 - 参考2… 審理手続読み替え条文
 - 参考3… 行政不服審査法一般の原則的適用関係
 - 参考4… （横浜市）条例解釈
- 改正行政不服審査法（逆とじ）
- 行政不服審査法の施行に伴う関係法律整備法（逆とじ）

改正行政不服審査制度 について

総務部政策法務課

1

改正行政不服審査法の施行時期と 適用範囲

☆平成26年6月13日の改正法公布から2年を超えない範囲内で、政令で定める日（平成28年4月1日の見込み）に施行。

☆改正法が適用となるのは

- ・改正法施行日以後にされた行政庁の処分
- ・改正法施行日以後にされた申請に係る行政庁の不作為

に係る不服申立てのみ。

2

審理員制度の適用除外

○委員会若しくは委員（地自法138-4 I）又は附属機関（同Ⅲ）が審査庁である場合

【例】教育委員会、公安委員会、介護保険審査会、建築審査会

○条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合

○補正に応じず却下する場合又は補正できない不適法により却下する場合

※写し交付（手数料徴収）、口述での質問等の手続規定は適用あり（審査庁の職員が口頭意見陳述等を行う場合、「処分に関与」していないことが必要）

行政不服審査会制度の適用除外

○審理員制度が適用除外される場合

○審査庁が地方公共団体の長以外の場合

【例】議会

○原処分をするときに、附属機関、議会等の議を経る旨の定めがある場合

【例】予防接種法15Ⅱ、難病医療法7Ⅱ、児福法19-3Ⅳ、私立学校法8Ⅰ等

○裁決をするときに、附属機関、議会等の議を経る旨の定めがある場合

【例】公益法人認定法51準用の43Ⅲ、障害者総合支援法98、地方自治法206Ⅳ・229Ⅳ等

○審査会が諮問を要しないと認めた場合

○審査請求を不適法却下する場合

○原処分を全部取り消す場合 など

5

行政不服審査法改正のポイント②

使いやすさの向上～国民の利便性～

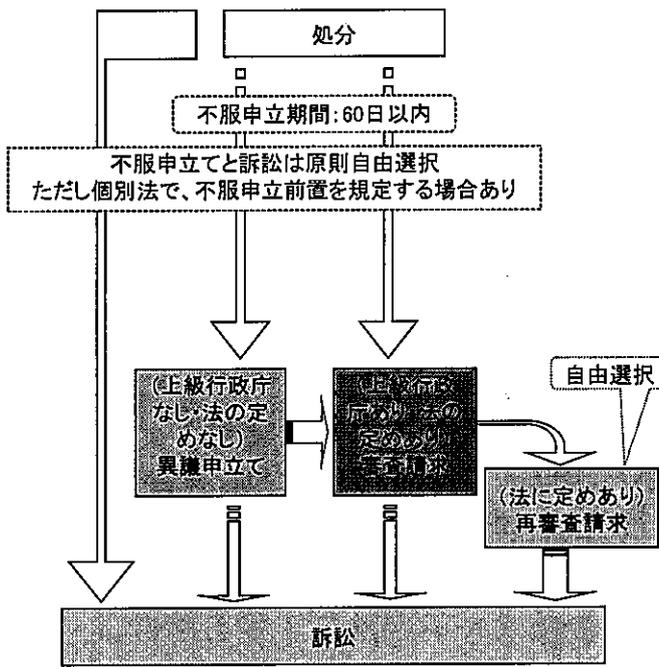
- 不服申立てができる期間を60日から3か月に延長
- 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化
 - ・処分庁（知事、出先機関、市町村等）に弁明書の作成を義務付け、処分庁から書面による説明を受ける機会を確保
 - ※審理員が適用除外される場合にも、適用あり
 - ・不服申立てが大量にあるものについて、例外的に、処分庁に見直しを求める「再調査の請求」手続を規定（国税・公害健康被害認定）
- 不服申立前置の廃止・縮小（訴訟との選択を拡大）

不服申立前置を不服申立てが大量にあるものに限定し、ただちに出訴することを求める国民にも配慮
- 標準審理期間の設定

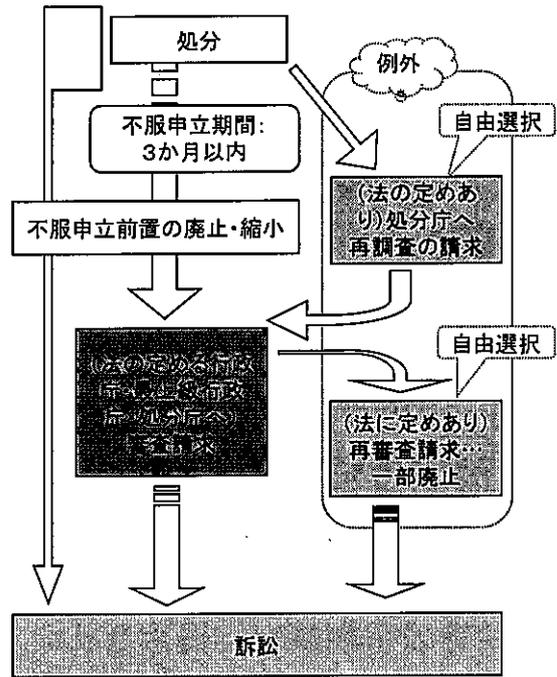
審理の遅滞を防ぐため、審査請求をされてから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める

6

現行



改正後



行政不服審査法改正に伴う千葉県情報公開条例の改正について

1 審理員制度の適用除外

(1) 改正行政不服審査法（以下「法」という。）は、審査請求があった場合、審理員の指名、行政不服審査会（仮称）への諮問を義務づけているが、審理員の指名は、行政委員会など有識者を構成員とする第三者機関が審査庁である場合や、条例に基づく処分について条例に特別の定めを設けた場合には、適用を除外することができる。（法第9条）

(2) 本県において、審理員の適用除外を検討する理由

審査請求の裁決に当たっては、行政庁の恣意的な判断を排除し、裁決の公正性を確保することが求められている。現行では、有識者からなる情報公開審査会が諮問・答申を行っており、公正性が十分に確保できる制度となっている。

情報公開審査会は、インカメラ審理のもと、これまで多くの適確な答申実績を有しており、第三者機関としての役割を十分果たしてきた。（答申における一部認容を含む認容率は30.2%）

なお、国の情報公開・個人情報保護審査会についても第三者機関としてのこれまでの実績から、いわゆる整備法により、現行の仕組みを維持している。

（情報公開異議申立処理状況）

	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	合計
13年度～26年度	26	59	196	30	124	435

※ $(26+59) \div (26+59+196) = 30.2\%$

※参考 全庁における統一的な運用の必要性

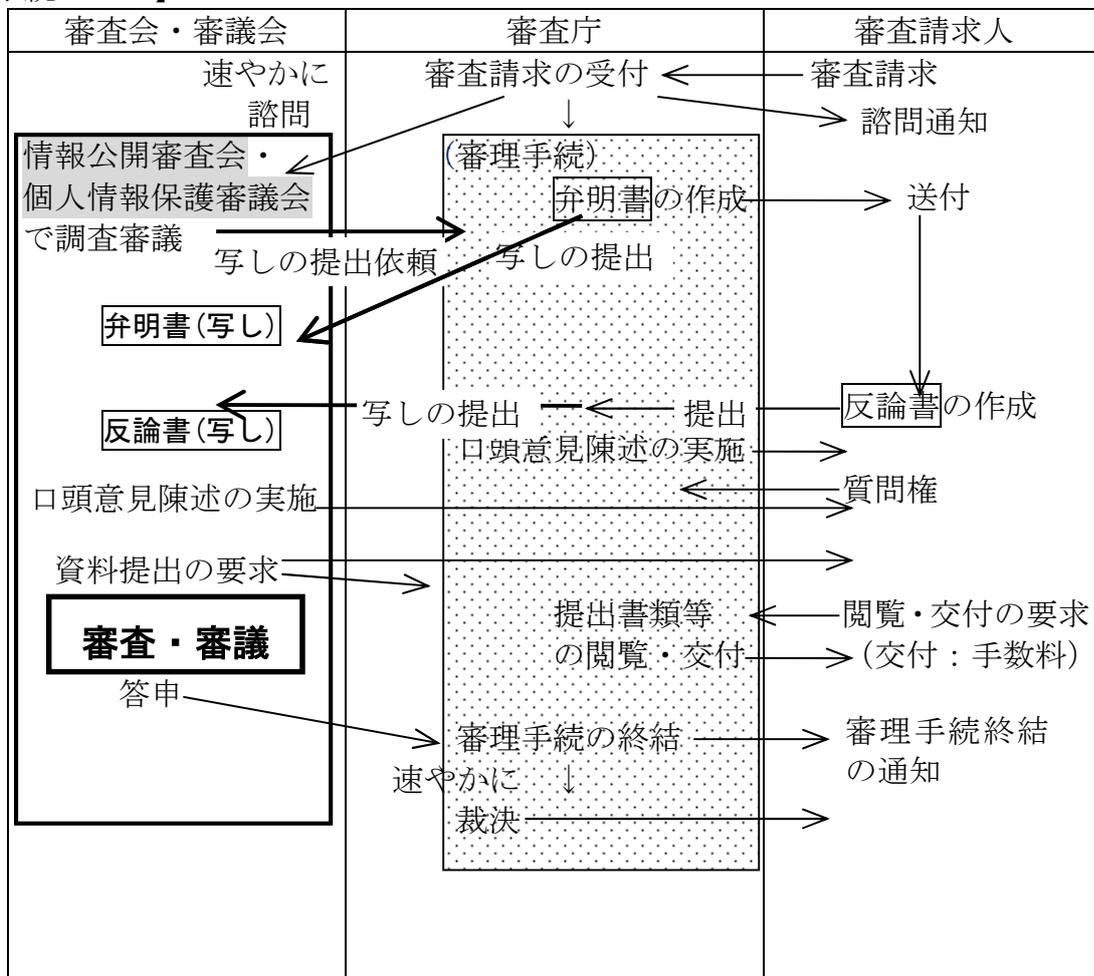
情報公開制度発足以来、答申の蓄積が多くなされてきており、プライバシーや個人情報概念などが社会情勢により変動する中、県全体で一元的な解釈・運用を行うことが望ましい。

法は、行政委員会に審理員の適用除外を定め、議会に行政不服審査会の適用を除外するなど、各自治体が実情に合わせた制度設計が可能となっているが、実施機関ごとに、裁決の判断が異なる事態が生じた場合、情報公開制度に対する県民の信頼を損ねるおそれがあるため、当面は、全庁における統一的運用の必要があると考える。

2 審理手続と諮問・答申の時間的關係

- (1) 実施機関（審査庁、以下同じ）は、審査請求の受付後、速やかに諮問する現行制度を維持する。
- (2) 現行の理由説明書・意見書の提出依頼を、法に基づく弁明書・反論書の写しの提出依頼に代替える。（弁明書の提出（法第29条）
- (3) 審査会から実施機関に答申をした後、実施機関では、速やかに裁決をする。
具体的手続は事務取扱要綱で規定する。
資料「審査・審理手続の比較（情報公開・個人情報関係）」参照

【手続フロー】



資料「審理手続読み替え条文」参照

- 法29・30条…弁明書・反論書の提出
- 法31条第5項…口頭意見陳述の質問権
- 法38条…審査請求人等による提出書類等の閲覧等
- 法41条第3項…審理手続終結の通知

原処分却下に対する審査請求の審査会への諮問に係る変更について

1 現状

- (1) 現在、原処分却下に対する異議申立ては、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（実施機関ごとの要綱。以下同じ。）により、「却下処分に係る異議申立てに対する決定に当たっては、審査会への諮問は要しない。」とされ「行政文書を特定することができない場合に行う却下処分及び（権利濫用の）却下処分に係る異議申立てに対する決定に当たっては、『第5 5 審査会への意見照会』により審査会の意見を聴く。」とされている（手引き113P）。

2 改正行審法における問題点

- (1) 法第9条は、審査請求があった場合、審査庁は審理員の指名や行政不服審査会への諮問を要し、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」には、審理員の指名等を要しないとされている。

原処分の却下（特定不可の場合及び権利濫用の場合。以下同じ。）は条例に基づく処分であるが、現在は、上記（1）のとおり運用している。

- (2) 原処分却下を諮問を要する「開示決定等」としない場合、原処分却下に対する審査請求について審理員指名を除外することについて疑念が生じるおそれがある。

よって、法の施行に際し、原処分の却下は諮問を要する処分である旨を運用上、明確にしておく必要がある。

情報公開法では、特に却下処分について規定していないものの、国は原処分却下について、不開示決定として取り扱っており、地方公共団体においても同様の運用をしている団体が見受けられる。

よって、千葉県も、原処分却下を不開示決定として取り扱うこととしたい。

3 解釈変更に係る関連条文等

解釈については、「千葉県情報公開条例解釈運用基準」の第12条の該当箇所を変更して行う。（手引き46～47P）

※他の自治体の例 （参考4参照）

- 不開示決定とすることから、行政文書不開示決定通知書（別記第4号様式）を用いて通知する。

行政不服審査法改正に伴う千葉県情報公開 条例の改正に関する提言（案）の骨子

1 審理員制度を適用除外とする千葉県情報公開条例の改正について （例）

改正行政不服審査法は、手続公正性の観点から審理員の審理手続・行政不服審査会への諮問の制度を設けたが、本県においては、有識者で構成される千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）が第三者機関として審理を行い、これまで多くの適確な答申実績を有している。

・・・・・・・・・・・・・・・・

改正行政不服審査法の施行に伴う情報公開条例の改正にあつては、改正行政不服審査法第9条第1項本文（審理員制度）の適用を除外する。

2 改正行政不服審査法施行後の審理手続等について （例）

第三者機関である審査会が早期に事案を把握し関与できることから、現行どおり、実施機関（審査庁。以下同じ。）は、不服申立ての受付後速やかに諮問することが望ましい。

・・・・・・・・・・・・・・・・

条例改正にあつては、現行どおり、不服申立てを審査会に速やかに諮問すること、②実施機関は、答申を受けたらこれを尊重し、速やかに裁決を行うことを基本とし、適切な制度設計をすること。

3 原処分却下に対する審査請求の審査会への諮問についての変更 （例）

現在、原処分却下に対する異議申立ては、審査会への諮問は要しないとされ、却下処分に係る異議申立てに対する決定に当たっては、審査会への意見照会により審査会の意見を聴くとされているが、原処分却下を不開示決定や部分開示決定などの処分と同様に審査請求の対象となる処分である

と位置付けて置かない限り、原処分却下に対する審査請求について審理員指名を除外することについて疑義が生じるおそれがある。

.....。

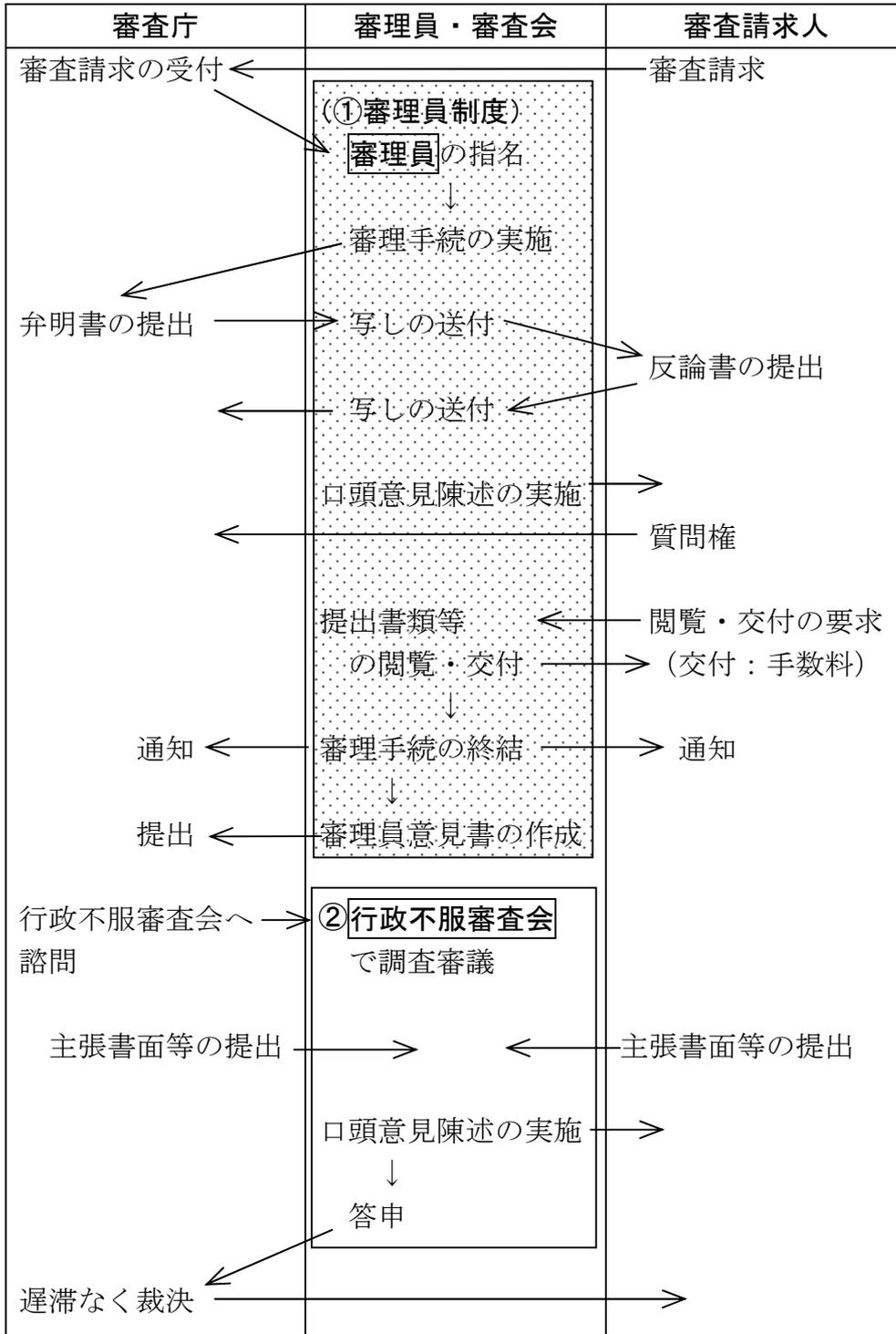
よって、原処分却下を不開示決定と位置付け、これらの審査請求については諮問を要することを明確にすること。

● 審査・審理手続の比較

新行政不服審査法により定められた手続を次の3つの場合に分けて整理した。

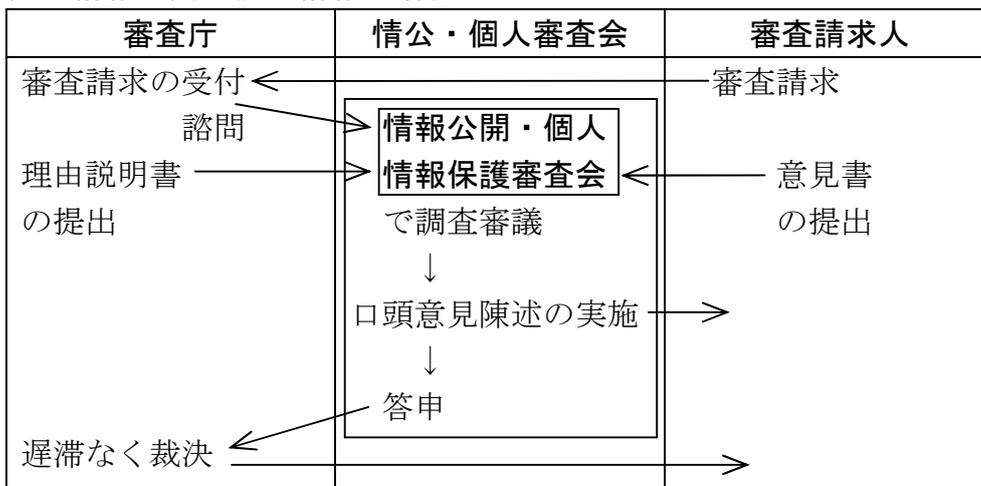
- (1) 通常の場合 (①審理員制度、②行政不服審査会への諮問)
- (2) 国の情報公開・個人情報の場合
- (3) 県の情報公開・個人情報の場合

(1) 通常の場合

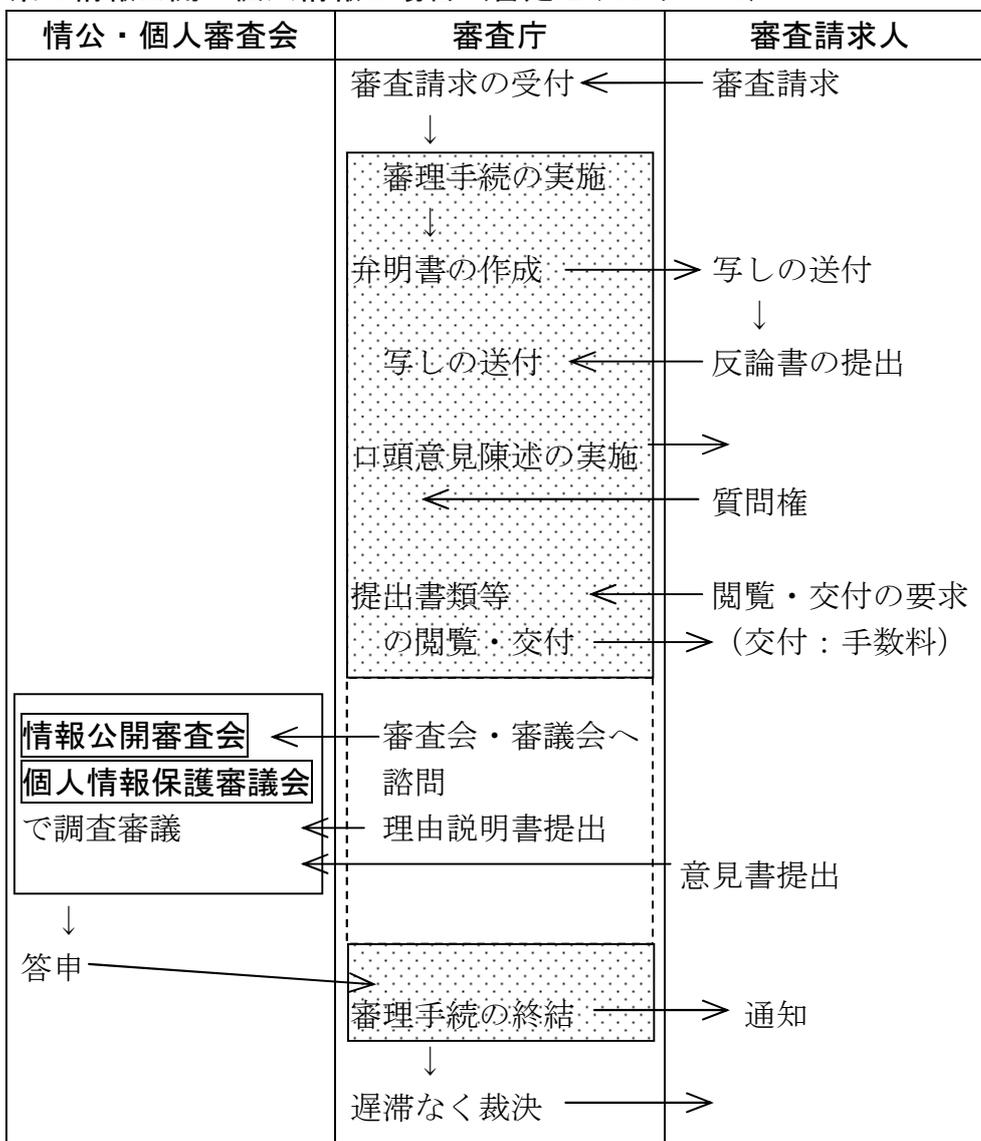


 新行政不服審査法で義務付けられた審理手続

(2) 国の情報公開・個人情報の場合



(3) 県の情報公開・個人情報の場合（暫定モデルケース）



審理手続読み替え条文

第三節 審理手続

(審理手続の計画的進行)

第二十八条 審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審査庁は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(弁明書の提出)

第二十九条 審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

- 2 審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成するものとする。
- 3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - 一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由
 - 二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由
- 4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。
 - 一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書
 - 二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書
- 5 審査庁は、第二項の規定により、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(反論書等の提出)

第三十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審査庁が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 3 審査庁は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）に、それぞれ送付しなければならない。

(口頭意見陳述)

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審査庁は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査庁が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。）を招集してさせるものとする。

- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査庁は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査庁の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(証拠書類等の提出)

第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

- 2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。
- 3 前二項の場合において、審査庁が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

第三十三条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審査庁は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第三十四条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

第三十五条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

- 2 審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理関係人への質問)

第三十六条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(審理手続の計画的遂行)

第三十七条 審査庁は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

- 2 審査庁は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査庁及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。
- 3 審査庁は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審査庁に対し、提出書類等（第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）

にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査庁は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査庁が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査庁は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査庁は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 6 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

（審理手続の併合又は分離）

第三十九条 審査庁は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

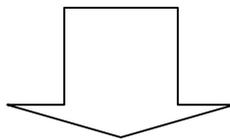
（審理手続の終結）

第四十一条 審査庁は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。
 - 一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。
 - イ 第二十九条第二項 弁明書
 - ロ 第三十条第一項後段 反論書
 - ハ 第三十条第二項後段 意見書
 - ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
 - ホ 第三十三条前段 書類その他の物件
 - 二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。
- 3 審査庁が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

○行政不服審査法一般の原則的適用関係

審査庁	①審理員の指名	②行政不服審査会への諮問	
知事	○ 9条柱書き	○ 43条柱書き	①審査請求をされた行政庁は審理の公正性確保のため、原処分に関与しない審理員を指名する。 ②知事、市長は独任制の機関であり、合議制機関による慎重な審理手続などを経ない場合には、第三者機関による審査の意義が認められる。
行政委員会	× 9条1項3号	× 43条柱書き	①有識者を構成員とする第三者機関が審査庁である場合は、公正性、専門技術性、政治的中立性等の要件が満たされ、慎重な判断がなされることが制度上担保されており、審理員による審理を経る実益がない。 ②上記と同様の理由により、公正かつ慎重な審理が制度的に担保されている。
議会	○ 9条柱書き	× 43条柱書き	①審査請求をされた行政庁は審理員を指名する。(原則) ②議会が、公選の議員により構成される合議制機関であることに照らし、諮問を義務づけていない。
公営企業	○ 9条柱書き	× 43条柱書き	①審査請求をされた行政庁は審理員を指名する。(原則) ②当該団体の独立性、自主性を尊重するために、不服申立てについても公共団体の行政機関を関与させないほうが適切と考えられ、諮問を義務づけていない。



行政不服審査法の原則によると、各実施機関で処分に関する審査請求の適用関係が相違することとなる。
よって、情報公開請求に係る審査請求については、情報公開条例に「審理員制度の適用除外」、「情報公開審査会への諮問」(上乘せ規定)を規定し、これらの取り扱いを統一することとする。

<p>【条例】 開示請求に対する決定等</p>	<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、実施機関に開示・非開示等についての処分権限を付与するとともに、開示請求者に対して応答する義務を課すものである。</p>
<p>【解釈】 第1項</p>	<p>(1) 「開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定」とは、開示請求に係る行政文書を全て開示する旨の決定、及び開示請求に係る行政文書のうち一部分について開示し、その他の部分については開示しない旨の決定(一部開示決定)のことをいう。</p> <p>(2) 「その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知」とは、開示をする日時が開示の実施に必要となる事項であることから、開示に伴う事務処理に要する期間を勘案するとともに開示請求者の利便も考慮した上で具体的日時及び場所を決定し、これも含めて開示請求者に書面により通知することを定めている。</p>
<p>第2項</p>	<p>(1) 「第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。」とは、条例第5条第3項により権利の濫用に当たる請求を拒否するとき、条例第9条の規定により存否応答拒否をする場合及び行政文書が存在しない場合も行政処分として開示しない旨の決定をすることを明確にしたものである。</p> <p>(2) 「開示しない旨の決定」とは、当該行政文書の全部を開示しない旨の決定のことである。</p>
<p>【運用】</p>	<p>1 決定通知書の様式</p> <p>(1) 決定の区分に応じ、規則で定める様式によるものとする。</p> <p>(2) 開示請求書に記載された行政文書の名称又は内容が、特定した行政文書の件名と著しく異なる場合は、決定通知書の開示請求に係る行政文書欄に、特定した行政文書の件名とともに、括弧書きで開示請求書に記載された行政文書の名称又は内容を記載するものとする。</p> <p>2 開示決定等に係る検討、調整等</p> <p>(1) 開示請求に係る行政文書の確認等</p> <p>ア 文書所管課は、開示請求書について、次のことを確認する。</p> <p>(イ) 開示請求に係る行政文書が、条例第2条第2項に規定する「行政文書」であること。</p> <p>(イ) 開示請求に係る行政文書が、条例第17条第1項及び第3項の条例上の開示を行わない場合又は条例を適用しない場合</p>

	<p>に該当しないこと。</p> <p>(ウ) 他の法令等で同一の方法での開示が定められていないこと。(条例第17条)</p> <p>イ 文書所管課は、開示請求に係る行政文書が次に該当すると判断した場合は、あらかじめ市民情報室と調整すること。</p> <p>(ア) 条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しない場合</p> <p>(イ) 条例第5条第3項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に該当する場合</p> <p>(ウ) 条例第9条に規定する行政文書の存否に関する情報に該当する場合</p> <p>(2) 第三者情報の取扱い 開示請求に該当する行政文書に、第三者に関する情報が記録されている場合は、条例第15条(意見書提出機会の付与等)第1項及び第2項の規定に応じて、第三者に対して開示・非開示の意見書を提出する機会を付与するものとする。</p> <p>3 開示決定等</p> <p>(1) 文書所管課は、開示請求に係る行政文書が条例第7条第2項各号に該当するかどうか検討し、事務決裁規程その他に定める権限を有する者の決裁又は専決を受け、開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行うものとする。なお、開示決定以外の決定(一部開示決定、非開示決定等)を行う場合は、事前に市民情報室と協議の上、開示決定等を行うものとする。 非開示に該当すると考えられる場合は、概ね次のとおりである。</p> <p>ア 開示請求に係る行政文書を全部非開示とする場合</p> <p>イ 開示請求に係る行政文書が存在しない場合</p> <p>(ア) 未作成 → 請求時に作成していない場合</p> <p>(イ) 未取得 → 請求時に取得していない場合</p> <p>(ウ) 廃棄済み → 文書保存期間の経過等により、廃棄済みである場合(誤廃棄の場合を含む。)</p> <p>(2) 条例第5条第3項の規定により権利の濫用に当たる請求を拒否した場合及び条例第9条の規定により存否応答拒否を行った場合は、遅滞なく、横浜市情報公開・個人情報保護審査会にその旨を報告するものとする。</p> <p>4 行政文書の全部を開示しない旨の決定 次の場合は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をすることとし、非開示決定通知書(規則第4号様式)により請求者に通知する。</p> <p>(1) 当該開示請求に係る行政文書の全部が非開示情報に該当するとき。</p> <p>(2) 条例第5条第3項の規定により権利の濫用に当たる請求として当該開示請求を拒否するとき。</p> <p>(3) 条例第9条の規定により当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するとき。</p> <p>(4) 実施機関が当該開示請求に係る行政文書を保有していないとき。</p> <p>(5) 条例第2条第2項ただし書に規定する適用除外文書についての請求であるとき。</p>
--	--

	<p>(6) 条例第6条第2項の規定により開示請求書の補正を開示請求者に求めたにもかかわらず、不備が補正されないとき。</p> <p>(7) 開示請求に係る行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合であって、当該非開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。</p> <p>(8) 条例第17条各項の規定により、この条例による開示を行わないとき、又はこの条例を適用しないとき。</p> <p>(9) 条例第24条第1項の規定により審査会が諮問庁に対し提示を求めた行政文書についての請求であるとき。</p> <p>(10) 議長が保有する行政文書であって、平成12年7月1日前に作成し、又は取得したものについての請求であるとき。</p> <p>5 通知書の送付 文書所管課は、開示決定通知書等を遅滞なく請求者に送付するものとする。</p>
--	---